

北海道労働審議会

【議事録】

平成18年11月22日(水)

かでの2・7(北海道立道民活動センター) 8階 820研修室

北海道労働審議会 議事録

日時：平成18年11月22日（水） 9時30分から10時45分まで

場所：かでる2.7（北海道立道民活動センター） 8階 820研修室

【出席者】

委員

- ・ 学識経験者
相内俊一（小樽商科大学教授）
道幸哲也（北海道大学大学院法学研究科教授）
中村一浩（北星学園大学経済学部教授）
秀嶋ゆかり（弁護士）
- ・ 労働者代表
柏倉勝雄（北海道季節労働組合金会長）
松浦俊一（連合北海道組織労働局長）
村田仁（連合北海道副事務局長）
- ・ 使用者代表
石原聰（北海道経営者協会事務局長）
得能毅（北海道電力（株）常務取締役）
牧野光博（（社）北海道建設業協会専務理事）

1 開 会

押野雇用労政課主幹：ただ今から、北海道労働審議会を開催いたします。

本日の審議会には、10名の委員のご出席でございますので、北海道労働審議会条例施行規則第8条によりまして、構成委員15名の過半数を超えておりますことから、本会が成立していることをご報告申し上げます。

会議に先立ちまして、高橋経済部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

高橋経済部長：おはようございます。審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、時節柄あるいはご多忙の中、また早い時間帯にもかかわらずご出席を賜りして、厚くお礼申し上げます。

また、日頃から道政の推進につきまして、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして重ねてお礼申し上げる次第でございます。

最近の経済情勢はご案内のとおりでございますけれども、公共事業は減少傾向で推移してございますけれども、生産活動につきましては、自動車関連あるいは自動車関連向け鉄鋼業や携帯電話向けを中心に電子部品がいずれも高水準の生産となっており、緩やかに持ち直しをしているのではないかと考えているところでございます。

雇用情勢につきましても、完全失業率が2期連続して僅かながらではございますが前年同期を上回っている状況がありますが、常用有効求人倍率は、0.5倍台で推移するなど改善傾向にあるのかなと考えております。しかしながら全国と比べますと完全失業率は、全国10ブロックで九州と並んで最も高い状況にございまして、有効求人倍率も全国平均の半分程度の水準になっているということで、本道の経済あるいは雇用情勢は、基本的には改善、回復の傾向はあるのかなと考えてございますけれども、全国に比べますと厳しい状況が続いているのかなという認識をしているところでございます。

道といたしましては、本道経済の再建を図るためには、民間主導の自立型経済構造への転換といったものが急務であると考えております。こうしたことから、国や市町村、さらには経済界の皆様方と緊密な連携のもとに、食や観光など本道が比較優位性、可能性を持つ産業の競争力強化、あるいはIT・バイオなど新しい産業の育成などを一層進めるとともに、経済波及効果の高いものづくり産業の集積促進に努めてきているところでございます。

また、地域の雇用を生み出すという視点を持って、創業あるいは中小企業の新事業展開、新分野進出といったものを促進いたしますほか、産業の活性化を牽引する企業の育成・振興、あるいは誘致を図るとともに、地域の特色やニーズを生かした産業おこしなどに取り組んできているところでございます。

こうした取組によりまして、地域資源を活用した新事業の創出、IT・バイオ産業の集積、さらには、自動車関連産業をはじめとします企業立地が進むなど、産業活性化の芽が生まれてきていると考えているところでございます。

今後とも、産業政策と雇用政策を両輪といたしまして各種の施策の推進に努め、本道経済・雇用の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

本日は3点にわたりましてご報告のあと、1件諮問させていただくこととなっております。諮問させていただきます案件1件は、北海道職業能力開発計画でございますが、北海道におけます今後5年間の職業能力開発行政を進めるにあたりましての基本的な方向を示す重要な指針と考えてございます、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

限られた時間ではございますが、委員の皆様の忌憚のないご意見ご論議をお願い申し上げます。

開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

3 議 事

押野雇用労政課主幹：それでは、議事に入る前に、労働者代表委員でありました渡部委員が11月2日付で辞任しており、現在後任の委員委嘱の手続きを行っておりますことをご報告させていただきます。

これより議事に入らせていただきます。議長につきましては、審議会条例第4条3項により会長をお願いいたします。

道幸会長：本日の議題のうち、報告事項は3項目あります。その3項目1・2・3につきまして一括して説明を受けた後に、質疑応答をし、その後、4番目の諮問事項について説明を受けたいと考えております。

最初に事務局から、説明をお願いします。

3 - 1 【議題1】 「最近の雇用失業情勢」について

立花雇用労政課長：雇用労政課長の立花です。よろしく申し上げます。私の方から1点目2点目について、説明させていただきます。

資料の1、「最近の雇用失業情勢」についてでございます。

部長のごあいさつにもございましたが、完全失業率は7～9月で5.3%で前年は5.2%でございました。失業者数は15万人、前年同期比と同じでございます。全国が4.1%の完全失業率でございます。

有効求人倍率については、9月の有効求人倍率は0.58倍と前年同期を0.01ポイント上回っておりますけれど、全国は1.05倍という状況でございます。

次に、新規高卒者の職業紹介状況でございますが、来年3月に高校卒業予定者の9月末の求職者は10,515人と、前年と比べ1.3%の減少、求人数は9,688人と29.5%の増加で、求人倍率は0.92倍と、前年に比べ0.22ポイント上回っている状況でございます。就職内定者は1,294人で、内定率は18.5%と、前年を2.3ポイント上回っている状況でございます。

3 - 2 【議題2】 「北海道雇用創出基本計画に基づく「平成17年度推進計画」の取組結果」について

立花雇用労政課長：続きまして、2番目に入らせていただきますが、資料2をお開きいただきたいと思ひます。こちらは今年の7月に取りまとめました北海道雇用創出基本計画に基づく「平成17年度推進計画」の取組結果でございます。

17年度の実績につきましては、目標である2万8,000人に対して、2万9,740人の雇用創出でございます。

その内訳でございますが、(1)として雇用の受け皿づくりプログラム「創業支援・経営革新等による新たなビジネス創出」が中心でございますけれども、実績は目標1万2,500人に対しまして、1万1,900人となっております。

3ページの(2)「若年者雇用対策」のところでございますが、雇用のミスマッチ解消プログラムで、目標1万人に対して1万2,610人でございます。

4ページの雇用の維持・安定プログラムにつきましては、5,500人の目標に対して5,130人となっております。

5ページの雇用創出に向けた基盤整備プログラムでは、目標数は特に数字を示してございませんけれども実績としては100人という状況です。

次に、6ページの行政指標の進捗状況でございますが、「中小企業経営革新計画承認企業数」については、目標300社のところ178社、「道外企業の道内への立地数」は、22社でございます。

次に、7ページでございますけれども「地域別の雇用創出の実績把握」につきましては、それぞれ6圏域に別けてございますけれども記載された数値のとおりでございます。

次に、「雇用創出事業者」についてでございますけれども、雇用創出の実数把握が可能な、事業者名の把握及び公表の可否について、照会いたしまして、把握できた669事業者がおります。このうち公表を可とした事業者は278事業者ございまして、雇用創出数が10人以上の事業者につきまして、表にお示ししているとおりでございます。

道といたしましては、今後とも、より一層雇用創出に向けた取組を強化して、計画目標の達成に向け努力してまいる所存でございます。以上でございます。

3-3 [議題3] 「働く若者ルールブックの作成」について

村井雇用労政課参事：お手元の「働く若者ルールブック」についてご説明いたします。

このルールブックにつきましては、前回の本審議会でご意見としていただきました労働教育専門部会の報告書の中の「わかりやすく使い勝手のよいルールブックの制作」の提言されていることを受けまして作成したものでございまして、若者向けということで、労働関係法令をできるだけわかりやすい簡潔な表現で作成いたしました。

現在の財政状況から、職員自ら印刷・編集したものです。

作成部数は5,000部で、配布先は道内公立・私立高等学校及び各種学校等ですが、若者が集まりますジョブカフェやヤングハローワーク等にも配布したところです。また、道のホームページにも掲載いたしまして、広く周知を図っているところです。

なお、ルールブック作成の基になりました報告書について若干ご報告させていただきます。前回、労働審議会からいただきました若年者の労働教育に係る意見につきましては5月31日に道幸労働審議会会長から北海道知事あての文書とともに近藤副知事に手渡されまし

た。具申されました内容は、教育行政に関わるものも大きな割合を占めておりますことから、道として6月7日付の文書により北海道教育長に対し、協力要請を行ったところでございます。以上でございます。

議題1～3に係る質疑・応答

道幸会長：ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

村田委員：働く若者ルールブックの関係ですが、これはこれでいいと思いますが、問題はやはり職場におけるコミュニケーションをどう取るかということで、職場においてコミュニケーションの取り方次第では問題が起きる、定着率が悪くなる。是非ともこのルールブックの中においてコミュニケーションについて、記載をすればもっとよくなると考えます。

松浦委員：2点ほどありますが。一つは、確かに立花課長から道内の雇用関係の説明があったのですが、どう考えても道内における地域格差という問題について視点が足りないのではないかという気がいたします。例えば、8月だったと思いますが、全道の有効求人倍率を全数の場合で0.63倍ということでございますけれども、そのときに旭川で0.47、函館で0.55、釧路0.45、札幌は0.67、室蘭0.78ということであると、旭川と室蘭を比べると0.3位の差があるわけでありまして。もっと6経済圏域程度でも結構ですから、きめ細やかな分析と対策方針ということが、当然必要ではないかなという感想を持ちました。是非これからの課題としていただきたいと思います。

次は、雇用創出基本計画の実績で約3万人という数字が出されておりますけれども、実績が上がっていると言うことを表明したいのだろうと思いますが。失業者数との関わりが、どうも腑に落ちない、3万人の雇用創出があれば失業者数は現在15万人でありますので、算数で12万人にどうしてならないのか、というようなことを説明していただければと思います。

道幸会長：どうぞ引き続き、発言願います。

柏倉委員：私の方から、季節労働者の立場からお伺いしたいことが1点ありますが、通年雇用化の関係で16年から18年度までの3年間で、1万4千人を通年雇用化させる数字が出ておりますが、17年度の実績がすでに把握されているのかどうか、把握されているのであれば教えてほしい。それから、季節労働者の冬期雇用援護制度が18年度で終わると言うことで、19年度以降は新たな施策の基で推進されるということになる予定ですが、今度は国、道、市町村の協働の基に、地域で冬期間雇用されない季節労働者のために雇用の場を確保する、新しい施策になっていくと思うのですけれども、是非、沢山私は雇用の場を確保できることがあると思うのですけれども、例えば私が一つ経験しているのは、農業分野に、例えば建設業のソフトランディングということできているやられておりますけれども、業だけでなく季節労働者も農業に参入できると、これはこの前の新聞にシニアの起業の活性化ということで出てますけれども、季節労働者もやはりある程度になると農業をやりたいという人も結構いるわ

けで、ところが個人が農業に参入するとなれば大変難しい法律が沢山絡んでいて、私ども3年かかっているけれどもまだ出来ない状況にありますので、庁内的に制度をどううまく活用して参入しやすくするか、ということについて庁内的な体制を整えていただきたいな、と思っています。今、農業に参入するために2ha必要と言ってますけれども、0.5ha、1haでもそれは可能ですよということなんですが、そういう人たちのためにコーディネートするといえますか、私が経験したのはあれだめそれだめそれは難しいということだけで、ああしたらいいこうしたらいいというコーディネートするシステムというものを創ってやらないとなかなか難しいのではないかと、そういうことで是非そういったことも19年度の雇用創出推進計画を作られると思うのですが、そうした中にも是非そうしたものを反映できるような検討をいただきたいと思います。

秀嶋委員：2点、資料の3に関わって、大変いいものを作っていたと思うのですが、これを、どのようにこの内容を実際の高校生とか中学生、若い人たちに伝えていくか、すくと落ちる形にすることが、次の課題だと思っていて、前の労働教育の部会の中でも、高校の中にそういう授業を年1回でも出来ないだろうかというやりとりがあったと思うのですが、これをどういうふうに、配布するだけではなくて浸透させるために使うかということに関して、今、取り組んでいこうとしていることや考えがあったらお聞かせ願いたいことが1点です。

2点目は、資料2に関わって先程松浦委員もおっしゃったんですけれども、人数だけでみると参加者とか多分研修実施対象とかで、合計するとこの人数になるんだということで、実績として出されたいのはあると思うのですが、実態としてそれがどう雇用に結びついていったのかという、フォローをどういう形で、そのあとどうなっているのかということフォローをどういう形で情報として確認されているのかを伺いたいと思います。

道幸会長：あとよろしいですか。それではお答え願います。

立花課長：それでは、まず、松浦委員から雇用が増えたけれども失業者が減っていないというご質問についてでございますけれども、雇用創出数につきましては、北海道雇用創出基本計画に基づく毎年度実施する推進計画に搭載する事業の中から、道の事業、国の事業に関連したものを把握しているところでございます。

松浦委員の方から、例えば失業の場合、自発的退職者等を全て押さえているところではございませんので、結果というのは道の事業でどれだけ、国の事業でどれだけ、雇用の創出をしたという数字でございますので、失業者というのは全国的な景気変動等で影響されると思いますけれども、その失業者数を大きく減少させたということには至っておりませんが、我々としては雇用を下支えすることが出来たものと認識しているところでございます。

それから、季節労働者の関係で、柏倉委員から質問がありました17年度の実績につきましては、目標数4,729人ですが、実績が4,756人となっているところでございます。

押野雇用労政課主幹：秀嶋委員から、ご質問がありました、雇用創出実績に関してであります、こ

れについては、事業主を対象とした施策、雇い入れ支援といったものが中心ですが、それで雇われた方々。もう一つは労働者個人に対する施策、代表的なものはジョブカフェ北海道で若者を中心に就職支援を行っております。会員登録をさせていただいている利用者の方々のカウンセリングを通じてどのような状況にあるか把握し、様々な就職支援により就職に結びついた方々を、実績に入れております。以上の二通りで把握した実績を積み上げ集計をしております。

次に、農業の関係ですが、地域において担い手がいなるということで営農を断念される方々が多いということも伺っています。その中で道として北海道労働局と連携して「農林業をやってみよう」というプログラムに基づき、雇用サイドと農政サイドで共同で事務局をもって、どういった施策が展開できるのか、あるいは双方でもっている情報の交換といったものを定期的に行っており、ハローワークの方でも相談できる体制になっていると伺っております。また、地域においては、農政サイドでも担い手育成というものを重点に取り組んでおり、産学官が連携し民間主導で事業展開している新規就農サポートセンターは道内各地で新規就農希望者に対していろいろなセミナーを実施しており、そこでも相談が可能となっております。

道幸会長：資料１．２の関係を先に議論したいと思います。

相内委員：今後の資料の提示の仕方に注文をしておきたいのですが、この雇用創出に関しては補助金とか支援施策があるわけですが、費用対効果はいったいどうなのかということについては、包括的な報告で、ひとつ一つの施策がどんな効果を生んでいるのかが全く報告がありません。例えば企業に対して、その施策があるいは補助金が雇用創出のインセンティブを高めたのかどうか、たまたま偶然雇用しようとしているところに、金がつくということも有り得るわけですから、実際に政策がどういう効果を持ったのかということをきちんと評価をしていただきたい。

それから、雇用創出に関して松浦委員から話がありました、私は前から、例えば雇い止めをして、プログラムで新規採用をあらためて行って雇用創出が数字としてのみ示すというようなケースがあるのではないかと、私は大変疑っております、そのようなことについてもきちんとチェックをする必要がある。ですから雇用創出効果がある政策と効果が少ない政策について、きちんと洗い出しをして数値化して示していただきたい。数値化をするにあたって、どういう政策評価をやったのか、そういうこともあわせてきちっと示していただきたい。これはなんか、漠然と毎年同じ事を繰り返して、金のつくものをただやって、総体としてはプラスになったという報告をいただくだけでは、実際に本当に実質的な意味で有効な政策が行われているのかということについて判断できないので、今後、次回のそちらからの取組結果の報告については、きちんとした評価を伴った結果を出していただきたいと思っております。

秀嶋委員：だいたい相内委員にいわれてしまったのですが、先程のお答えの中で労働者側に関してはジョブカフェの話を書かれましたが、これに書かれているのはそれだけではないですよ、労働者側に対して、どういうフォローの仕組みにあるかについても、数値で出すというこ

ともあわせて、どういうフォローの仕組みがあって現実にならなくなったのかということも書いていただきたいと思います。ジョブカフェに関しては以前の話では結構アクセス件数は多いけれども、カウンセリングで登録している件数は必ずしも多くないという説明もあった時期があったように思うので、ジョブカフェに限定してもですよ。他にもどういう実績なのかということがわかるようにお示しいただきたいなと思いました。

中村委員：質問ではないのですが、雇用創出に関しては、大きな要因としてはマクロの景気動向だと思うのです。ここ数年景気の拡大が続いていて、これが道内の企業の雇用意欲を増進させてきたという面が大きいのだと思います。雇用創出プログラムの成果というのは、どこまでが全国的な景気の動向に左右されないものとして確認しうるのかということ、ちょっと評価が難しいのだと思いますけれども、やはり雇用創出プログラムを考える上では、やはり一番大事なのは景気の動向だろうと思います。しかし、景気の拡大というものがいつまで続くわけではないということ、今もうすでに景気というものはおそらく踊り場にきていて、これから先いつまでも好景気が続くということはなさそうな気がします。そうしたときに景気の動向とはある程度独立した雇用の受け皿作りの政策に地道に取り組んでいただいて、その結果道内企業に自立的な雇用の意欲と力をつけるような施策を引き続き実施していただきたいと思います。これが一点。

それからもう一つは、雇用のミスマッチ解消のプログラムのところで、若年者雇用と中高年齢者の雇用について整理されてお示しいただいておりますけれども、若年者で気になる点は、雇用形態によって若者の就労と生活の維持との間にどのような対応関係が具体的に生じるのかをもう少しみていただきたいと思います。これは世界的な流れですからそれはなかなかこの流れに抗していくのは難しいとは思いますが、一般的流れである不安定就労化、例えば契約社員がやたら多いとか派遣とかパート、アルバイトこういった若者が、いつまでもそういった仕事をやられていくわけではないわけで、いずれ結婚して扶養家族も出来たりするわけですから、この問題は日本全体で既に大きな問題となっていわけです。道内でもどうなのかということをもう少し検証していただきたい。それから、中高年齢者に関しては65歳までの継続雇用、これが、今のところどの程度の推進成果をあげているのか。この点については、もし資料がありましたら今回でなくてもいいですけど、次回以降お示しいただけたらと思います。以上です。

相内委員：さっき私が注文したのは、新たにそういった形で取り組んでいきたいと答弁されたのですが、現在道庁の中では施策評価が行われていますよね。現在少なくとも昨年度の施策評価をおやりになっている結果を、関連するものは全部資料として出していただけないでしょうか。どんなふうに評価されているのか。一度見せていただきたいと思います。

ありますでしょ。全施策ありますよね。

道幸会長：まず、今コストパフォーマンスについて、内部の具体的な中身についてより詳しい説明が必要なのは、共通の了解ではないかと思います。今、内部では個別の評価をなされている。

清兼労働局長：雇用創出基本計画に掲載されている事業については、1本ずつ施策評価をしております。

すので、そういう意味ではお示しすることは出来るのですが、施策によっては雇用の創出を目的としている施策、例えば企業立地促進条例、何人雇用が生まれれば補助金を交付いたします、こういう施策であれば委員おっしゃるようにすぐ施策に対する効果という形では現れるのですが、例えば福祉施設の建設に対して補助いたします、こういう施策がございしますが、その結果そこに働く人の雇用が生まれた、こういう二次的な雇用の創出というのもございします。また、事業拡大に必要な融資を行いました、その事業拡大に伴って雇用が生まれた、こういうケースもございまして、なかなか数字的にお示しすることはどのような方法があるのか検討はしてみたいと思いますけれど、なかなか難しいのではという感じでお話を伺っておりました。

道幸会長：少なくとも、資料2にある部分はあるのですよね。今いったのは資料2に記載されていない部分。

清兼労働局長：施策評価自体はあります。

道幸会長：資料2の各部分について。

相内委員：問題は、施策評価、政策の評価そのもののあり方についても実は労働審議会でも少し議論しなければならないと思っているのですけれども。例えば今の企業立地促進条例ですね、これは新規企業を誘致した場合にはそこで雇用が生まれることがあるというのははっきりしているわけですが、しかし設備投資等についてもこの条例では補助金を出しているわけですね、本当に補助金によって雇用が生まれたのかどうかということは、どうやって確かめているのですか。そういうことを私はチェックしたいといっているのです。

押野雇用労政課主幹：補助金の交付には条件がございまして、雇用増がなければ補助金の交付はございません。

相内委員：それ以前から全体として雇用数が増えているかどうかということについてはチェックしていないのでしょ。

押野雇用労政課主幹：過去3年分について調査をして、純増した部分について対象としております。

相内委員：ただ、それについていえば、私は詳しくは知らないのですが、何年か前にこの補助金を受けた企業の調査をしておりますよね、確かアンケート調査が何かやっておられたと思うのですが、この補助金によってその雇用を増やすインセンティブになったかどうか聞いておられて、それについてはほとんどそうではないという回答であったというふうには私は記憶をしておりますが、それでもこれが効果があったというふうにお考えなのでしょうか。私が言いたいことは企業が人を増やすということと、何か政策を実施してそれによって得たものかどうかということについて、きちんと評価をするということを申し上げているわけです。ただ、たまたま人を増やそうとするとときにそういう補助金があるのもらっ

た、もらわなくても人を増やして事業を拡大したかもしれない、そういうお金があるので初めてそういうことが可能になったのと違うのですよね、そういうことを申し上げたい。

道幸会長：むしろ今日議論することに、これからということ。毎年同じ意見しか出ていないと思えますけれど、もしも今いったような要望はこの委員会ですということになると、開催のしかた自体を変えるということになりかねない、1年に1回同じことを言って同じく回答が出てくるというのが今ですけれど、全体的にもっと詳しくこういう問題を検討した方がいい、ある程度中身がわかるような部分、そういう意向が強いとなれば次回以降は考えてみますけれど、ただ私は会長として議長なものですから、それ以上権限はない、ただ、皆さんの意向がどうであるかということは、ここで聞きしたいと思います。

相内委員：それにもとづいて、長い時間議論する必要があるかということは、わかりませんが、少なくともそういう資料をきちっと把握すると、少なくともそういうことをきちんとして、我々が見たときに、なるほどこういう政策をやっている意味があるのだというふうに、わかるかわからないかというそういうことを申し上げている。

秀嶋委員：何年か関わっていて、すごくそこは感じていて、継続的に見ていくということが委員の側から出来ないんですよ。すごくぶつぶつ切れていて、本当にさわりだけで、プロセスが見えない全部を見えないことだけだと、非常に乱暴な言い方をすると議論する材料じゃない、そうすると審議会として機能しないということになってしまっていて、開きました資料を提供しましたで終わってしまう、そういう審議会というふうに位置づけておられるのかというふうになっていくので、逆に委員のなり手が少なくなってしまうということも懸念される。

清兼労働局長：資料の作成については検討してみたいと思います。また、先程、松浦委員から出ました失業者と失業率の関係なのですが、課長の方からもお答えしましたが、これはかなり難しい問題で、雇用創出の指標として失業率を位置づけるべきだとのことのご意見も伺って検討したことがあるのですが、これは全国の国レベルの国の政策ですとか財政政策、全国レベルの景気の動向に北海道の経済も左右される問題で、北海道のレベル地域レベルを切り離して考えることが非常に難しいことがございまして、失業率、失業者数との関連で雇用創出数を考えるのはなかなか難しい面があるというご説明をさせていただいているところでございます。資料につきましてはどういうご提供が出来るかは検討してまいりたいと思います。

道幸会長：ひとつだけ、例えば資料2の1頁の実績では、例えば(1)のいくら、いくら、何人というかたち出ているのですか。そうすると、そういうかたちで、内訳とそのためにいくら道費を使っているか、というのを一緒に出していただくと少なくとも雇用創出との関係により正確な効果というのがでてくるのではないかと思います。あとは全体的にどういう資料を出すのかは検討していただきたい。

それでは、資料3の方に移ります。

村井雇用労政課参事：秀嶋委員からご質問のございました、若者のルールブックの活用について、高

校教育との連携につきまして、労働教育部会の報告書の作成の段階から高校教育課がオブザーバーとして入っており、連携が必要だということをご理解をいただいていると思っております。ですので、これは審議会の意見具申としては異例と思うのですが、道として教育庁に対して要請文を出して連携をお願いしており、今後も引き続き教育庁と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

村田委員からございました、コミュニケーション能力は社会生活の基本ですので、就職意識の啓発事業の中で取り組んでおり、具体的にはジョブカフェ事業の中で高校に対して専門のカウンセラーを派遣して就職したい人の就職意識の啓発活動等を行っており、ジョブカフェに来た若者に対しても、カウンセリングを行う中でコミュニケーション能力の開発についても実施しているところです。コミュニケーション関係の記載については検討させていただきます。

相内委員：道が教育庁に、そのようなことをしたのは異例だとおっしゃったが、どういう事ですか。

村井雇用労政課参事：知事に対して意見具申をいただき、その意見具申について道として教育庁に対して協力要請を文書で行ったものです。

相内委員：知事が教育庁に意見を伝えるのは当然でしょ。何が特別で、道と教育庁は違う組織のが違うのですか。発想がそうなんではないかと思えます。知事に答申したら知事の判断でこの問題は重要だから教育庁できちんとやれということで、教育の分野でもこれを活用してやるよということ、伝達するあるいは命令するわけでしょ。今の話を聞いていると違うセクションのところから、そういう情報がいくのは異例だという話ですけど、我々がここで議論してきたことは、まさにそういう問題があってこれまで進んでいない、だからそこに教育庁の人が来て説明を受けている、頭の構造を変えてもらわないと困るな思うわけで、次にもう一つ伺いたいのは、意見具申をしたあとどうなったんですか。教育庁に意見具申したということですけど、そのあとどうなっているのですか。教育庁はどうすると言っているのですか。教育庁はこの資料を活用してあるいはこの資料を活用するためにどういう取組をするというふうにいっているのですか。

村井雇用労政課参事：各学校に配布して、この資料を活用していただくように申し入れております。

相内委員：結果としてどうなっているのですか。やる事になっているのですか。

村井雇用労政課参事：やっていただくということで、周知・啓発しているところです。

相内委員：それは単にやりっぱなしではないですか。

村井雇用労政課参事：引き続き連携しながら行っていきたい。

相内委員：今のところはどういうふうに情報収集をし、どういうふうにフォローしているのですか。

教育庁に伝えました。協力してくれるとっています。それは子供の使いでしょ。ここで報告していただくためには、具体的にはどのようなことが行われることになったということを書いていただければわかりません。

村井雇用労政課参事：ルールブックを活用して、労働法制について高校生に対して授業の中で取り組んでやっていただくことで、お願いをして取り組むという話をいただいているところであり、教育庁がやっていると考えております。

道幸会長：フォローしていないということですね。もう一つはルールブック以外についてですね、高校生に職場のルールを教える、担い手の教育が是非とも必要だ、高校の先輩による労働相談システムだとか、3つ提言したと思うのですが、そういう問題について教育委員会としては、どういう対応するかという、つまり教育委員会サイドからの具体的な態度表明みたいのはないのですか。

村井雇用労政課参事：今後、この案件についてフォローしながら、今話のあった内容について整理してまいりたいと思います。

前川雇用労政課主幹：ご提言のあったものについて、一部手がけているものもありますし、ご提言をいただいたので、このあと取り組んでまいりたいという話も受けております。私どももこのあと連携を取りながらフォローアップしていきたいと考えております。

秀嶋委員：実際に配布はされたと、そのあと授業でどういう形で取組のかという事については、まだ明確な回答をもらっていないということですね。活用の仕方というのは、結構学校と言うところは、配布して終わりという事があるし、子供の権利条例なんかも配布しないで終わるということもあるんですね。どうやって学校の中で活用されるかというところが一番問題だと思うので、いつどういう形で配布して、それに関わってどういう説明をしたり、授業でどうゆう形で使ったのか使っていないのかということ、具体的に確認していただきたいと思います。じゃないと、せっかく連携してやっていきますということが、実効性ある形になっていかないし、定着しないと思います。

前川雇用労政課主幹：配布した後に、私立の高校や調理師専門学校から、非常にもっと使ってきたいので余部の引き合いが何件かきておまして、今お話のあった件につきましては、今後フォローアップさせていただきたいと思います。

道幸会長：今のところはやっていないということですね。よろしいですか。

本来の要件からずいぶん長くなったのですが、次に、「北海道職業能力開発計画（素案）」についてですが、はじめに事務局から説明をお願いします。

3 - 4 [議題 4] 「北海道職業能力開発計画(素案)」について(諮問)

押野雇用労政課主幹：道から当審議会に「北海道職業能力開発計画（素案）」でございしますが、これ

について諮問させていただきますので、経済部長から会長に諮問書をお渡ししたいと思っております。

高橋経済部長：北海道職業能力開発計画について、その案を作成したいので、職業能力開発法第7条第2項の規定により諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

道幸会長：それでは、ただ今、「北海道職業能力開発計画（素案）」につきまして諮問を受けましたので、検討素案の説明を事務局からお願いします。

小林人材育成課長：人材育成課長の小林でございます。「北海道職業能力開発計画（素案）」の内容について説明させていただきます。

北海道職業能力開発計画は、職業能力開発促進法第7条第1項の規定によりまして、国が策定した職業能力開発基本計画に基づき、その区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を都道府県が策定することとされておりまして、国におきましては、本年7月25日に平成18年度から平成22年度までの5カ年間の計画を策定しましたことから、道として、この計画に基づきまして、今回、「北海道職業能力開発計画」を策定しようとするものでございます。

それでは、お手元に配付しております資料、北海道職業能力開発計画（素案）の概要版に基づいて概略をご説明申し上げます。

計画は4部構成となっております。資料の1頁目、第1部総説の1「計画のねらい」でございませけれども、今後取り組む職業能力開発の基本的施策の方向性を示し、働く者一人ひとりの職業生活の安定と社会的な評価の向上を目指すため、「地域の産業動向や雇用失業情勢に応じた職業能力開発の促進」、「道民が持続的に職業キャリアを形成するための支援」など5項目を職業能力開発施策の実施目標としております。

次に、「期間」でございませけれども、国の基本計画と同様に、22年度までの5カ年間としております。

次に、第2部の「職業能力開発を取り巻く環境」についてでございますけれども、計画の策定に当たっての現状認識として、人口減少社会や少子高齢化社会の到来、本道経済の動向、さらに、雇用失業情勢や若年者の雇用環境、多様化する求職者の就業形態や意識など職業能力開発を取り巻く環境について記載しております。

次に、第3部の「職業能力開発施策の実施目標」についてでございますけれども、「計画のねらい」でも申し上げました5項目につきまして、課題や今後の方向性を記載しております。

次に2頁の第4部「職業能力開発の基本的施策」についてでございますけれども、先程いいました、5項目の実施目標に対する、それぞれの基本的施策について記載しております。まず、1の「地域の産業動向や雇用失業情勢に応じた職業能力開発」につきましては、幅広く産業振興施策との連携を図りながら、地域の産業動向などに対応した職業能力開発を促進するほか、雇用失業情勢にも対応して、離転職者の早期かつ円滑な再就職の促進を図るための職業能力開発に努めることとしております。次に、2の「道民が持続的に職業キャリアを形成するための支援」につきましては、ジョブカフェ北海道における就職支援やフリーター

などの常用雇用に向けた支援など若年者の総合的な就職支援の充実に努めていくこととしております。また、「インターンシップ」や「日本版デュアルシステム」による職業訓練の実施や障害者、母子家庭の母などに対し、能力や適正に応じた職業訓練の実施や訓練機会の拡大に努めることとしております。次に、3の「職業能力開発を支える基盤の整備」につきましては、企業が主体となって、若者に実践的な職業能力を習得させる「実践型人材養成システム」への適切な対応や関係機関と連携した職業能力評価制度の普及・促進、職業能力開発に関する情報の充実、強化やパソコンなどを介した情報提供に努めることとしております。次に、資料の3頁になりますが、本道の産業人材の育成機関である道立高等技術専門学院につきましては、地域における職業訓練のニーズや企業の人材ニーズを把握し、効率的かつ効果的な公共訓練を行うため、中長期的な視野に立った高等技術専門学院のあり方について検討を行い、今後の方向性を示す「高等技術専門学院中長期ビジョン」を策定することとしております。また、地域の人材育成の拠点施設である地域人材開発センターについては、各地域の特性を生かしながら産業発展に役立つ人材を育成してきておりますことから、今後も、地域の実情に応じた自主的な取り組みに対し、支援に努めることとしております。次に、4の「ものづくりを支える技能の継承・振興」につきましては、北海道職業能力開発協会と連携し、「技能継承等支援センター」の有効活用が図られるよう啓発に努めるほか、技能尊重機運の醸成などに努めることとしております。次に、5の「職業能力開発施策の効果的な推進」につきましては、公共部門と民間部門、国と道との役割分担などを踏まえて、効果的な職業能力開発を進めるとともに、関係機関との連携強化などに努めることとしております。

以上、北海道職業能力開発計画（素案）の概要についてご説明申し上げました。なお、計画の素案につきましては、職業能力開発部会で内容をご審議いただいたうえで、本審議会から答申を得、できるだけ速やかに計画を策定したいと考えているところでございます。

また、道民の皆様からご意見を求めるパブリックコメントを今月8日から来月8日まで実施しているところでございます。以上であります。

議題4に係る質疑・応答

道幸会長：事務局から説明がありましたが、この計画の中身については「職業能力開発部会」が設置されておりますので、そこで具体的な審議をしたいと思っておりますけれど、この際、ご質問、ご意見も含めてありましたら、伺っておきたいと思っております。

松浦委員：何点か、意見といえますか疑問があるということなので、発言させていただきますが、13頁のところ、公共と民間の役割分担という表現があります、これはどういう意味なのか説明をいただければと思います。私の感じとしては、結局、役割分担ということは民で出来るものは民でという、いわゆる規制緩和になってくるのではないかと予想いたしますが、その範ちゅうの中には、労働者側の経費負担についての問題について、いわゆる公共サービスと民間サービスでの差があるということに、全く考え方が至っていないのではないかとという意味で、あまり軽々しく使ってもらいたくないという気持ちがいたします。

それからもう一点は、先程の資料2にもありましたがジョブカフェの問題で、評価は色々あると思いますが、しかし、若者に労働ということについて、あるいは職業、あるいは雇用

について、目を向かせたという意味での評価が出ている、ただ経産省が平成18年度で手を引くわけでありまして、その後どうするのかということの行く末を是非道の考え方として示していただければと思います。

また、三つ目、あまり細かくいっても仕方ありませんけれど、少子化が進行するということは誰もが認めることではありますが、それでは足りなくなるものをどこから補うのかというと、国の雇用対策法あるいは雇用対策支援法でも改正の言及されるところでありますけれど、外国人労働という問題にぶち当たるわけでありまして、その観点でこの職業能力開発ということをどのように位置づけるのかということは、やはり必要な観点ではないかと思えます。

最後にもう一点ですが、道立高等技専の中長期ビジョンの問題ですが、今別なところでも議論がされておりますけれど、それはそれとして先日の報道で学院管理の民委託という報道があったと思えます、別なところでも心配されておりますけれども、道の行財政改革の優先度の問題でどういう判断されるのか、ここは是非お聞きしていきたいと思えます。

道幸会長:あとよろしいですか。

天池人材育成課参事:官と民との役割分担についてでございますが、これまでもいろいろな議論がなされてありまして、国の方からも民で出来るものは民でとひとつの方向性は示されているところであります。ただ、北海道はいろんな特色、地域性がございますので、その辺を踏まえて今後検討していかなければならないものと考えております。それから、市場化テスト等の話だと思えますが、このことに関しましては、現在、法律上、高等技術専門学院につきましては、必置要件といえますか、道が設置をして道が運営をするという形で定まっておりますが、現在、国の方でこの部分も含めて検討がされているという情報が入っております。その辺の状況を踏まえなければ、今のところ具体的な取組の計画、検討の状況は申し上げる状況にないのでありますが、私どもとしては、先程委員のご発言がありましたけれど、中長期ビジョンの作成に向けて、現在、有識者を含めた検討の中で技術専門学院のいろいろな今後のあるべき姿をご検討いただいておりますので、私どもとしては、現時点ではそれがもっとも大事なものと認識しているところでございます。

小林人材育成課長:外国人労働者について職業能力開発計画でどのように位置付けていくかということですが、外国人の労働者が今現実に研修生として国内に入国して1年研修して、実習生として2年間と、基本的には国の施策の中でやっている状況にあります。道の中では外国人労働者をどう位置付けていくかという検討はされていない状況にあります。

天池人材育成課参事:外国人研修生と実務研修生等の関係ですけれども、報道等でも社会的にも関心をもたれていると認識をしております。現在、厚生労働省で研究会が設置されておりまして本年の10月に設置され本年の12月中に中間報告が出るとお聞きしております。道としましては中間報告の状況・推移を見守っていききたいと思えます。

秀嶋委員:今の関連で、前回の審議会で研修生の実情等をどう把握しているのかとのやり取りがあっ

たと思うのですが、この前も新聞報道されているように道内でも実態がかなりあって、問題が出てきているという状況がありますよね、職業能力開発計画でどこまで取り込めるかというのはいとも、例えば全体としてどういう現状にあるのかということ踏まえておかないと議論が出来ないなということで、その辺少しわかっている範囲で教えてください。

天池人材育成課参事: 前回の審議会でご意見を伺いまして、その他の意見を踏まえまして、実はこの問題は私ども経済部だけでなく、水産林務部、農政部とも関わってくる問題ですので、庁内の横断的な何らかの状況把握の必要があるという判断がございまして、10月31日に関係部、それから知事政策部の国際課を含めまして国際化推進協議会の部会の中で、今後、関係部が今持っている実態の状況をお互い情報を提供しあって共有していこうと確認をして、現在、その情報の共有化に向けて取り組んでいるところでございます。

村井雇用労政課参事: ジョブカフェにつきましては、経済産業省のモデル事業につきましては今年度終了しますが、厚生労働省の事業とジョブカフェ強化事業については引き続き来年度も実施されることとなっており、来年度以降のあり方について現在検討を行ってまして、カウンセリングやセミナーなどの機能は維持していこうとで現在検討を進めている最中であり

ます。

松浦委員: 残るのですか。

村井雇用労政課参事: 厚生労働省事業とジョブカフェ強化事業は来年度も引き続き実施されます。モデル事業廃止後の全体の姿について検討しているところで、維持していくことで検討しております。

相内委員: 道独自の予算で何か政策を考えていくことも検討しているのですか。

村井雇用労政課参事: そのことについても検討しているところです。

中村委員: 若者の就職機会の整備が今とても重要になっております。我々もそういった意識を前から持っていました。これはなぜそうなったかという、数年前以前ですと、道内の景気は悪かった。全国的にもぱっとしませんでしたけれど、就職が芳しくなかったんですね。前の審議会でも、内定率が実質的に6割程度ところが、どちらかというとうずうと低迷状態だと申し上げたわけです。そこで、我々も以前にも増して職業指導とか、キャリア開発、そういったものに力を入れなければならないという問題意識を持っていたわけです。こんなことは、どこの大学や専門学校でもしているわけです。ジョブカフェ等が一定の役割を果たしてきた、これは私は評価しますが、既存の私立も含めた多数ある学校をなぜもう少し積極的にキャリアをつけさせる教育の場として活用しようと思わないのかと思います。親御さんたちがどこの大学がどれだけいい就職が出来て、どれだけ将来が約束されるのか、高い学費を払ってですね、それに見合ったリターンがなければ、そんなところに行かなくていいと、大学をやめて専門学校にするかという意味決定される方も増えておったわけです。ですか

ら、かなり世間の目というものは厳しくなっている昨今ですから、なおさら、学校というものの、大学、専門学校、高校もそうですけれど、そういったものを主たる職業教育の場としてもっと積極的に位置づけてもらいたいなと私は前から願っているわけです。

それから、前からここで申し上げている外国人の研修生の問題ですが、これは依然としてかなりいろんなところで見受けられまして、中国からの留学生からいろんな話を聞きますと、送り出し側も公的な機関ばかりが送り出しているわけではなくて、ブローカーみたいなのがかなり入ってきている。これは中国の話ですけれど、事実上低賃金労働力として就労する多数の人間を送り出しているのです。これは、どこかで何とかしなければいけないと思います。これは国の直轄だから、そのままほっといてもいいということにはならないと思うのです。前から申し上げているように、いろいろな観光地で事実上の低賃金労働力が雇用されていて、これにより道民の就労の機会が失われているわけですから、道としても出来る限りこうした点を念頭に置きながら積極的な施策を行っていただきたいと思います。

道幸会長：この問題については、職業能力開発部会で具体的な議論をお願いして審議をすることとしますので、この点につきましては秀嶋部会長をお願いいたしますけれど、この素案の検討についての部会の報告事項ですけれど、これは日程等の関係でこの審議会にかけないで持ち回りひとつ考えがあるのですけれど、これは専門部会の検討でもしも持ち回りで可能だということであれば、もしもこの審議会にかける必要がないとなれば、そのようにしたいと思います。

秀嶋委員：今日この後、部会を開いて説明を受けて質問が中心になると思うのですが、12月にもう1回という話をされているので、12月の中旬にもう1回部会で議論をする、それを踏まえて今回のような審議会にかけるといいう仕組みになっていて、年内にこれを確定されたいと関係者の方たちが考えているので、時間とのかねあいでも内容的にどうなるかということとの関係で判断を部会でするのですかね、もしご意見があったら今のうちに言っていただいといて、部会で話をしたいと思います。

道幸会長：それでは、ペンディングみたいな形にしておきたいと思います。今日に進行時間がかかって非常に不手際だったのですが、持ち回りで出来るかどうかと言うのは部会の中身いかんと言うことで、時間がないというのはあまり理由がない、後は確認を踏まえて今日のところにつきましては、結論が出ておりませんが確定した後は答申について日程等は私に一任していただきたいと思います。

今日の審議会での議事は以上でありますけれど、何か意見ありますか。

ありませんので、終了させていただきます。今日はどうもありがとうございました。

6 閉 会

押野雇用労政課主幹：長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、北海道労働審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。